次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二（第十七号関係）	**別表第二**（第十七号関係）
農林水産物の種別	農林水産物の種別
［略］	［同上］
マンゴー	マンゴー
豊見城市、沖縄市、国頭村、宮古島市、南城市、うるま市、今帰仁村、八重瀬町、宜野座村、糸満市	豊見城市、沖縄市、国頭村、宮古島市、南城市、うるま市、今帰仁村、八重瀬町、宜野座村
［略］	［同上］
かんしょ	かんしょ
読谷村、今帰仁村（古宇利島に限る。）、八重瀬町（旧具志頭村地区に限る。）、うるま市、久米島町、石垣市	読谷村、今帰仁村（古宇利島に限る。）、八重瀬町（旧具志頭村地区に限る。）、うるま市、久米島町
［略］	［同上］
［略］	［同上］

備考　表中［　］の記載は注記である。

○総務省告示第三百二十二号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十七条の二の二第一項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第二百七十八号（その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を告示する件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十九日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十七条の二の二第一項の規定に基づき、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を次のように告示する。	［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　ニフティ株式会社	［新設］

備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省告示第三百二十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の十七第一号の規定に基づき、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十三条第二項に規定する共同募金会が平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認し、当該共同募金会に対して支出された当該寄附金のうち、平成二十九年十月一日から同年十二月三十一日までの間に支出された寄附金については平成三十年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、並びに平成三十年一月一日から同年三月三十一日までの間に支出された寄附金については平成三十一年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

平成二十九年九月二十九日

総務大臣　野田　聖子

社会福祉事業又は更生保護事業を営むことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用又はこれらの事業に係る経常的経費に充てるための寄附金

○政治資金適正化委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十九年九月二十九日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五三〇四	二九、八、三〇	宗　直樹
五三〇五	二九、八、三〇	岡田　和巳
五三〇六	二九、八、三〇	御手洗万里衣
五三〇七	二九、八、三〇	竹中　一真
五三〇八	二九、八、三〇	荒谷　栄樹

○外務省告示第三百四十号

平成二十九年五月十九日に東京で、ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とアルゼンチン共和国政府との間の協力覚書の署名が行われ、同協力覚書にいう措置は、平成二十九年十月一日から実施される。

平成二十九年九月二十九日

外務大臣　河野　太郎

ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とアルゼンチン共和国政府との間の協力覚書

日本国政府及びアルゼンチン共和国政府（以下「両当事国政府」といい、個別に「当事国政府」という。）は、

両国間の一層の協力を促進する意図を有し、

両国の国民、特に青少年に対し、他方の国の文化及び一般的な生活様式を理解し、また、両国間の相互理解を促進するための一層の機会を提供することを希望し、

日本国又はアルゼンチン共和国の青少年が長期にわたり他方の国（以下「受入国」という。）の領域に入国し、かつ、旅行資金を補うために日本国又はアルゼンチン共和国において付随的な仕事に従事し、専門的な技能を改善し、他方の国の文化についての知識を向上させるため、相互主義に基づいて必要な条件を作り出す意図を表明する。

よって、両当事国政府は、次のワーキング・ホリデー制度（以下「本制度」という。）に関する協力覚書について決定した。

1　各当事国政府は、申請時に次の(a)から(k)までに掲げる要件を全て満たすときは、他方の国（以下「派遣国」という。）に常居所を有する派遣国の国民に対し、それぞれの国の法令に従い、発給日から三箇月間有効なワーキング・ホリデー査証を無償で発給する。

(a)　主として休暇を過ごし、及び旅行資金を補うためにのみ付随的な仕事に従事する目的のため、受入国の領域に入国する意図を有すること。

(b)　本制度の枠内における滞在の終了時に受入国の領域から出国する意図を有すること。

(c)　有効な一般旅券を所持すること。

(d)　申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

(e)　被扶養者の家族を同伴しないこと（被扶養者がワーキング・ホリデー査証その他の査証を所持する場合を除く。）。

(f)　以前に本制度に参加したことがないこと。

(g)　帰国のための旅行切符又はそのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。

(h)　少なくとも滞在当初の期間に自活するための十分な資金（関係当局の裁量による額とする。）を所持すること。